

政令第三百十二号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令

内閣は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、一とする。

附 則

この政令は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行の日（平成二十七年九月四日）から施行する。

理由

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴い、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の借入金及び社債発行の限度額に係る倍数を定める必要があるからである。